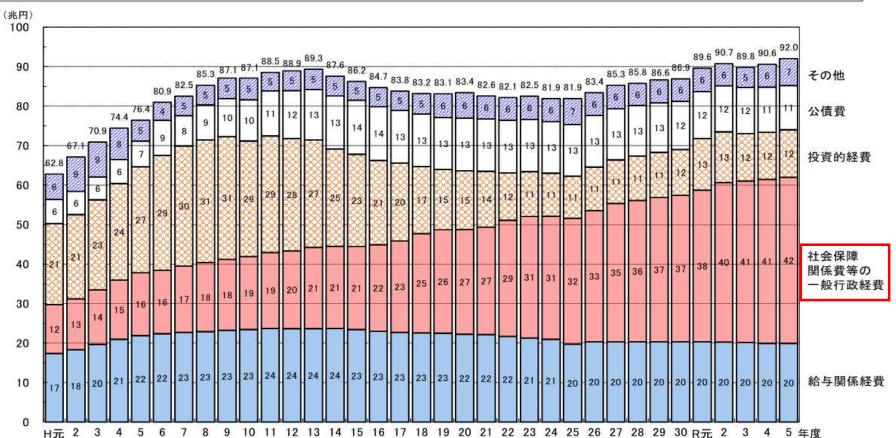
# 資料4

# 参考資料 ①

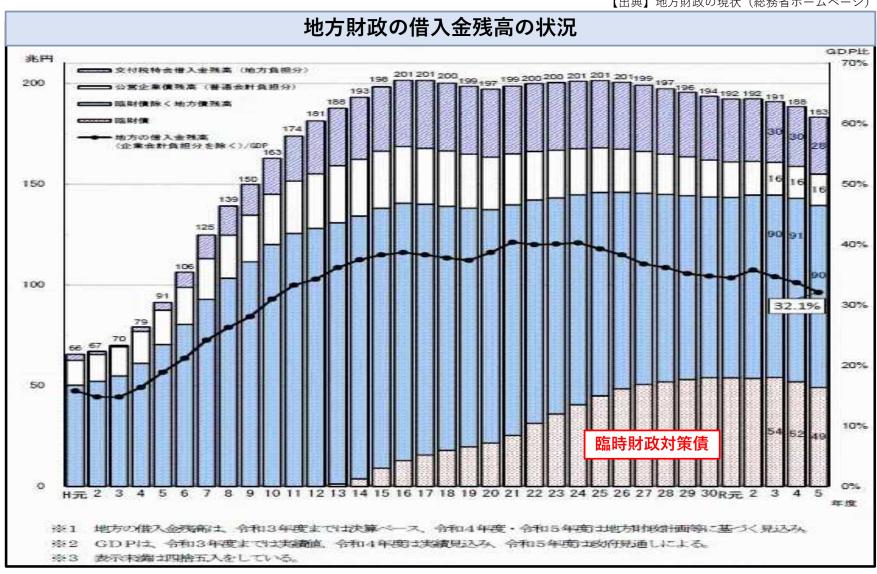
(地方税財政常任委員会)

# 地方財政計画の歳出の推移

- <u>社会保障関係費</u> (一般行政経費に計上) は<u>高齢化の進行等により増加</u>。
- O 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、<u>防災・減災、国土強靱化関連事業が増加</u>。
- <u>給与関係経費</u>は減少傾向にあったが、<u>保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対</u> 策のための児童福祉司の増等により横ばい。



【出典】地方財政の現状(総務省ホームページ)



# 地方債現在高及び積立金現在高の推移





経済成長実現と少子化対策を「車の両輪」に

経済成長の 実現 持続的で構造的な賃上げと人への投資・民間投資

少子化 対策 経済的支援の充実 若者・子育て世代の 所得を伸ばす

少子化対策の財源

徹底した歳出改革等で確保 予算(公費)の節減効果、社会保険負担軽減の効果を活用し、 国民に実質的な追加負担を求めることなく、支援金の枠組みを構築する

# 「3 兆円半ば」の規模

















今年度 から





出産育児一時金の引上げ 0~2歳の伴走型支援など

児童手当の拡充 「こども誰でも通園制度」の取組など

先送り (段階実施) になっていた 「高等教育の更なる支援拡充」 「貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児支援」を前倒し さらに

# 少子化対策「加速化プラント

### の若い世代の所得を増やす

#### 児童手当

- ☑ 所得則限撤廃 ☑ 支給期間 3 年延長 (高校卒業まで)
- 図 第三子以降は3万円に倍増

### 高等教育(大学等)

- ☑ 授業料減免 (高等教育の無償化) の拡大
- ☑ 子育で期の貸与型奨学金の返済負担の緩和
- 同授業料後払い制度の抜本拡充

- ☑ 出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引上げ
- 図 2026年度から、出産費用の保険適用などを進める

#### 働く子育て世帯の収入増

- ☑ 106 万円の壁を超えても 手取り収入が逆転しない
- 図 週 20 時間未満のバートの方々→雇用保険の適用を拡大 自営業やフリーランスの方々→育児中の国民年金保険料を免除

#### 住宅

- ☑ 子育て世帯が優先的に入居できる住宅 今後、10年間で計30万戸 ☑ フラット 35 の金利を子どもの数に応じて優遇

### ②社会全体の構造や意識を変える

#### 育休をとりやすい職場に

- ☑ 育休取得率目標を大幅に引上げ
- F) 中小企業の負担には十分に配慮/助成措置を大幅に拡充

#### 育休制度の抜本的拡充

- ☑3才~小学校就学までの
- 「親と子のための選べる働き方制度」を創設
- 時短勤務時の新たな給付
- ☑ 産後の一定期間に男女で育休を
- 取得した場合の給付率を手取り10割に

#### **②全てのことも・子育で世帯を** ライフステージに応じて切れ目なく支援

#### 切れ目なく全ての子育て世帯を支援

- ☑ 妊娠・出産時から0~2歳の支援を強化
- 伴走型支援:10万円 + 相談支援
- 「「こども誰でも通園制度」を創設
- ☑ 保育所:量の拡大から質の向上へ
- ☑ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児

# こども・子育てに関する「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太方針)2023

【出典】 経済財政運営と改革の基本方針(令和5年6月16日 閣議決定)

### 3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

### (加速化プランの推進)

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経 済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国 という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急 激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させるこ とができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。 このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り 組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民 連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に 先行して取り組む。次元の異なる少子化対策としては、「こども未 来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造 や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する という3つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。経済 を 成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤 を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費 の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによっ て、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て 支援加速化プラント(以下「加速化プラントという。)を推進する。 なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えな い。

具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、医療費等の負担軽減、高等教育費の負担軽減などの「ライフステージを通じた子育でに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、妊娠期からの切れ目ない支援

の拡充や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設など「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進等の「共働き・共育ての推進」とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保」を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。

こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

# 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

### 「地方自治法の一部を改正する法律」 R5. 5. 8 公布 (R6. 4. 1 施行予定)

### 地方自治法 (昭和22年法律第67号)

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、・・・(略)・・・その他普通地方公共団体の非常勤の職員(略)に対し、報酬を支給しなければならない。 2、3 (略)

- 4 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方 公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(会計年度 任用職員)に対し、期末手当**又は勤勉手当**を支給すること ができる。
- **5** 報酬、費用弁償、期末手当**及び勤勉手当**の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

※ 教職員についても附則にて同様の改正

### 総務省の答弁内容(松本大臣 R5.4.13)

必要な経費について、支給に向け各自治体に対する調査を考えている。

その結果を踏まえて**地方財政措置をしっかりと検討**する。

※ 総務省は、・・・機械的な試算として、<mark>約1,500億円</mark>との見込みを示した。(i JAMP)

### 地方財政審議会の意見(R5.5.25)

③ 会計年度任用職員の制度改正に係る対応

地方自治法の改正等に伴い、会計年度任用職員に対して、勤勉手 当の支給が可能となったところである。<u>各地方自治体が勤勉手当を</u> 支給するために必要となる歳出について、地方財政計画に適切に計 上し、その財源を確実に確保すべきである。

# 令和5年度地方財政対策の概要(通常収支分) 4

# 5 地域のデジタル化の推進

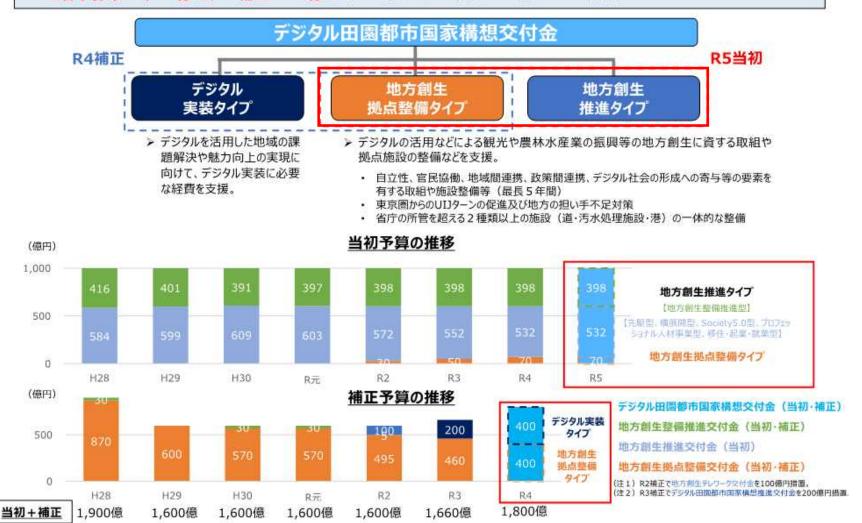
- 〇 「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間を延長(令和5年度~令和7年度)するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)
- 〇「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費(仮称)」に名称変更した上で、これと地域デジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)」(1兆2,500億円)を創設

令和4年度	(単位:億円)	令和5年度	(単位:億円)
一般行政経費	414,433	一般行政経費	420,800程度
		デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)	12,500
まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	地方創生推進費(仮称)	10,000
地域デジタル社会推進費	2,000	地域デジタル社会推進費	2,500
		(マイナンバーカード利活用特別分	500)

# デジタル田園都市国家構想交付金の創設



R5当初予算案: 1,000億円、R4補正: 800億円 (R4当初: 1,000億円/R3補正: 660億円)



### 自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

(R2第3次補正予算:1,509億円、R3第1次補正予算:317億円)

○ 標準化対象の20業務 (※) に係る自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化 に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度 (2025年度) までに標準化基準に適合した情報システム (標準準拠システム) を利用する形態に移行することを目指す。

※ 20業務(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、 報白動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、海期高齢者医療、国民年金)

#### 数基

- 各自治体が、令和7年度(2025年度)までにガバメントクラウド上で 構築された標準準拠システムを利用する形態に移行することを目指すため、 住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行の ために必要となる経費を支援する(基金に計上)。
  - ※ガバメントクラウド以外の環境 (オンプレミスを除く) へ移行する場合においても、
  - (ア) ガバメントクラウドと性姫面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、 維続的にモニタリングを行うこと。
  - (イ) ガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすることを条件として支援の対象とする。
- <基金の造成先> 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)
- <基金の主な使途>
- ○ガバメントクラウドへの移行に要する経費
  - ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費 (現行システム分析調査、移行計画策定等)
  - ・ システム移行経費(接続、データ移行等) など
- 〈基金の年限〉 令和7年度まで



【デジタル基盤改革支援補助金 (地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業) に関するQ&A(第5版)】

令和 4年度末のマイナンバーカードの交付率等を勘案し、令和 5年度において、補助基準額の上限の 算定方法の改正を行い、補助金額の上限を加算する方向で検討を行っている。(令和 4年10月更新)

# 地方拠点強化税制 (適用期限: 令和6年3月末)

# 移転型

東京23区からの企業の 本社機能の移転を支援

東京圏の既成市街地等以外への移転 の場合支援



# 拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の 強化を支援

東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等 以外での拡充の場合支援



# **地方活力向上地域等特定業務施設整備計画**(事業者作成→知事認定)

認定要件: 特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小1人) ※

対象施設: 事務所、研究所、研修所

対象区域: 地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

※移転型の場合、左記に加えて、以下の①又は②を満たす必要

- ①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者
- ②初年度は増加数の過半数、かつ、計画期間中は増加数 の1/4以上が東京23区からの転勤者

### オフィス減税

(措置対象:建物、建物附属設備、構築物

取得価額要件: 2,500万円(中小企業者1,000万円))

建物等の取得価額に対し、税額控除7%又は特別償却25%

建物等の取得価額に対し、税額控除4%又は特別償却15%

### 雇用促進税制

適用要件:①特定業務施設の雇用者増加数(非正規除く)が2人以上 ②事業主都合の離職者なし

- 雇用者増加数1人当たり最大90万円(80万円\*)を税額控除 《最大50万円 (注) +上乗せ分40万円(30万円\*)》
  - \* 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合
- <上乗せ分について>
- ▶ 上乗せ分40万円は最大3年間継続(40万円×3年=120万円) ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
- 特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除
- > 雇用促進税制の上乗せ分とオフィス減税は併用可

● 雇用者増加数1人当たり最大30万円 (注) を税額控除

11

# 東京23区内の大学定員抑制に関する限定的な例外措置について

### 特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案の概要(抄)

令和5年4月26日 内閣府地方創生推進事務局 文部科学省高等教育局高等教育企画課

### 1. 改正の趣旨

● 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(以下「法」という。)によって、平成30年10月から令和10年3月末までの間、一部の例外を除き、東京23区内の大学の学部の収容定員の増加が抑制されている。

※例外事項の例: ・スクラップアンドビルドによる増加

・留学生や社会人に限定した増加

・夜間・通信課程の増加

・法施行時までに機関決定等を行っている増加

・専門職大学等の設置に係る増加(令和6年3月31日までの経過措置)

- 法附則において、令和6年3月末日までに法の施行状況について検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるよう規定されていることを受け、内閣官房において有識者会議を設置し、令和4年9月から検討を行い、令和5年2月の第3回会議において結論を取りまとめた。
- 有識者会議の結論を踏まえ、内閣府及び文部科学省の所管する命令について、高度なデジタル人材の育成に係る学部・学科については限定的に抑制の対象外とするため、所要の規定の整備を行う。

### 2. 改正の概要

下記の要件を全て満たすものとして、有識者の意見を聴いて 文部科学大臣が認める場合には、東京 23 区内の大学の学部の収 容定員の増加抑制の例外として、収容定員増を可能とする。

- ① 学位分野が理学関係分野又は工学関係分野の<u>高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科における収容定員増加</u>(学科等の新設を含む。)であること。
- ② 増加させる分の定員は、新学部等の完成年度以降 3 年以内 に大学全体の入学定員を 増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増加であること。
- ③ 特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組として、地方企業でのインターンシップ等の地方自治体等と連携した地方における就職促進策を行うとともに、地方大学との連携等により地方におけるデジタル人材育成強化に貢献すること。

# ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月~】

(出典:総務省資料)

# 法律改正前

- ○<u>地方団体への寄附は、</u> 全てふるさと納税の対象
  - ・「寄附額-2,000円」(一定の上限あり)を、 住民税及び所得税から軽減
  - ・実質2,000円の負担で、納税先を 選択可能



H29、H30の2度にわたる 総務大臣通知において 良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

### 法律改正後(令和元年6月1日施行)

- ○<u>ふるさと納税の対象となる地方団体を</u> 総務大臣が指定
- 〇指定を受けない地方団体への寄附金は、 ふるさと納税の対象外

### ○受入額及び受入件数の推移

# ○住民税控除額及び控除適用者の推移

### ○総務大臣による指定の基準





- 基準① 募集適正基準
  - ① 制度趣旨に沿った募集の方法
  - ② 経費総額5割以下
- 基準② 返礼割合3割以下基準
- 基準③ 地場産品基準
- 指定日前1年 基準適合等基準 (R5.4.1施行)
- ※各地方団体は、<u>指定を受けている期間を</u> 通じて各基準に適合した募集を行う必要
- ⇒ 基準のいずれかに適合しなくなった 又は適合していなかったと認めるとき には、指定を取消し

# 総務省資料

# 地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費(仮称)」を計上し、脱炭素化推進事業債(仮称)を創設
- 〇 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

### 1. 脱炭素化推進事業債(仮称)の創設

### 【業事象」

地方公共団体実行計画に基づいて行う 公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業 (再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、 省エネルギー、電動車)

### 【事業期間】

令和7年度まで (地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

### 【事業費】

1,000億円

### 【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債(仮称)

対象事業	充当率	交付税措置率	
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化		50%	
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)	90%	財政力に応じて 30~50%	
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%	

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

### 2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債(仮称)と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

### 3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:30団体)

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

R5.4.1時点 内閣府 地方創生推進室

(5)執行 〈

**⑥**実績

報告

4移替

(3)確認

都道府県 市町村

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日 閣議決定(4月20日変更))」、「新型コロナウイルス感染症総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)」、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。

#### 〇 予算額

[令和2·3年度] 補正予算約11.3兆円、予備費約3.9兆円 (計約15.2兆円) [令和4年度] 補正予算0.75兆円 予備費2.4兆円 (計3.15兆円)

#### O 交付対象者・交付方法

地方公共団体(全都道府県・全市区町村)が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付 限度額を上限として交付

#### 〇 交付対象事業

感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業であって、以下のいずれかに該当するもの

- ・令和2年緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業
- ①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続

②実施

計画

提出

③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靭な経済構造の構築

内閣府(地方創生推進室)

- ・令和2年総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)に掲げられた新型コロナの拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱に含まれる事業
- ・令和3年経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に掲げられた3つの柱に含まれる事業
- ①新型コロナの感染拡大防止、②「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、 ③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- ・令和4年緊急経済対策(令和4年4月26日関係關僚会議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業 (①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③新たな価格体系への適応の 円滑化に向けた中小企業対策等、 ④コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援
- ・会和4年総合経済対策(会和4年10月28日開議決定)に掲げられたウィズコロナ下での感染症対応の強化の柱に含まれる事業

#### 〇 地方単独事業分

実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、人口・財政力・感染状況等に応じて各地方公共団体に配分(計4.65兆円)

(令和2年度第1次補正)

人口・財政力・感染状況等に基づき交付限度額を算定(0.7兆円)

(令和2年度第2次補正)

①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分(0.95兆円)

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分(1兆円)

人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

(令和2年度第3次補正)

- ①感染症对応分(0.5兆円)、②地域経済対応分(0.5兆円)
- ① 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定
- ② 人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

(令和3年度補正)

- ①感染症对応分(0.5兆円)、②地域経済対応分(0.5兆円)
- ① 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定
- ② 人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

#### 国庫補助事業等の地方負担分

各省所管の国庫補助事業等の執行状況に応じて各地方公共団体に配分(計1.25兆円)

#### 〇 事業者支援交付金

感染症の影響を受ける事業者の支援、感染症防止強化策・見回り支援等に活用(計0.6兆円) (予備費による令和3年4月30日追加等、都道府県分0.5兆円・市町村分0.1兆円)

#### 〇 協力要請推進枠交付金等

時短要請に応じた飲食店等に協力金の支払い等を行う場合に交付金を追加配分(計約8.6兆円)

#### 〇 検査促進枠交付金

登録事業者が無料で行うPCR等検査への支援に対して交付金を追加配分(計約0.6兆円)

#### 〇 コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分

〇 所管及びスキーム

①交付

限度額

通知

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者 の負担軽減に活用されるよう、各地方公共団体に配分(計0.8兆円)

人口・財政力・感染状況等に基づき交付限度額を算定(令和4年4月28日通知 0.8兆円)

#### 〇 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に重点的・効果的に活用されるよう、推奨事業メニューを示しつつ、各地方公共団体に配分(計1.8兆円)

①人口・物価上昇率・財政力等に基づき交付限度額を算定

(令和4年9月20日通知 0.6兆円、令和5年3月29日通知 0.7兆円)

②低所得世帯支援枠 住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を基礎として算定(0.5兆円)

#### 【参考】予算の状況 [令和5年4月1日時点]

予算総額約18.3兆円。未交付決定額は約1.9兆円(内訳は、重点支援地方交付金が約1.2兆円、国庫補助事業等の地方負担分等が約0.4兆円、検査促進枠が約0.2兆円)

# 骨太方針2023における

# 第4章 中長期の経済財政運営

# 4. 国と地方の新たな役割分担等

社会全体における D X の進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、必要な地方制度の在り方について、法整備を視野 に入れつつ検討を進める。具体的には、地方制度調査会の調査審議を通じて、国・地方間、 東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高 10 めるための対応について、検討を行う。

国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討する。その上で、計画によらざるを得ないと考える場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めることとする。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表する。内閣府は、各府省の六団体への説明に先立ち、各府省からの事前相談に応じ必要な支援を行う。進捗状況や新たに生じる課題を踏まえ、各府省に必要な対応を促す。

新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の 歳出構造について平時に戻す。感染症対応として実施された地方創生臨時交付金について、 内容の見える化を徹底の上、その効果・効率性についての検証作業を将来の危機対応にいかすことも見据えて行う。 (以下、略)

# 令和5年度税制改正大綱(外形標準課税関係部分抜粋)

令和 4 年 1 2 月 1 6 日 自 由 民 主 党 公 明 党

# 第一 令和5年度税制改正の基本的考え方

- 4. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し
- (3)外形標準課税のあり方

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に 比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範 囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためでは なく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在 する。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業 活動を行っている企業グループの事例もある。

こうした<u>減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は</u>、上記の<u>法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形</u>標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

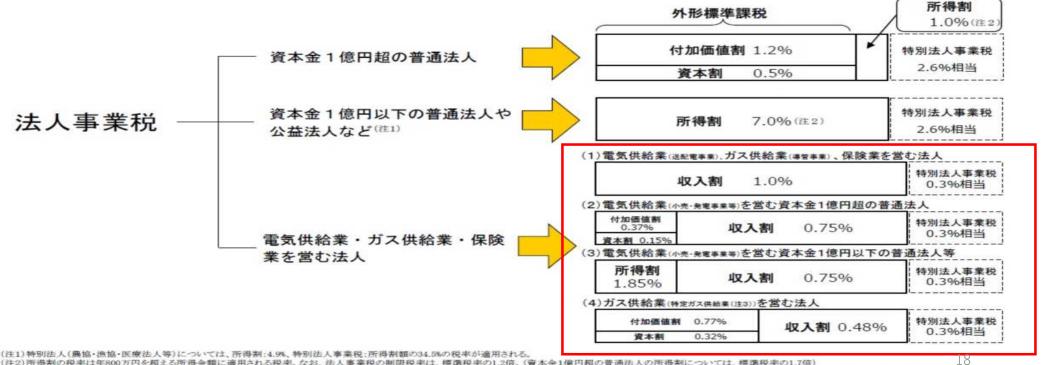
その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への 影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。 収入金額課税

(出典:総務省資料)

# 令和5年度税制改正大綱(収入金額課税関係部分抜粋)

# 第三 検討事項

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地 方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考 慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、 引き続き検討する。



(注2)所得割の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。なお、法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍。(資本金1億円超の普通法人の所得割については、標準税率の1.7倍)

(注3)特定ガス供給業とは、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者が行うガス供給業(導管事業を除く)をいう。その他のガス供給業(導管事業を除く)については、他の一般の事業と同様の課税方式。

# 電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方

(出典:総務省資料)

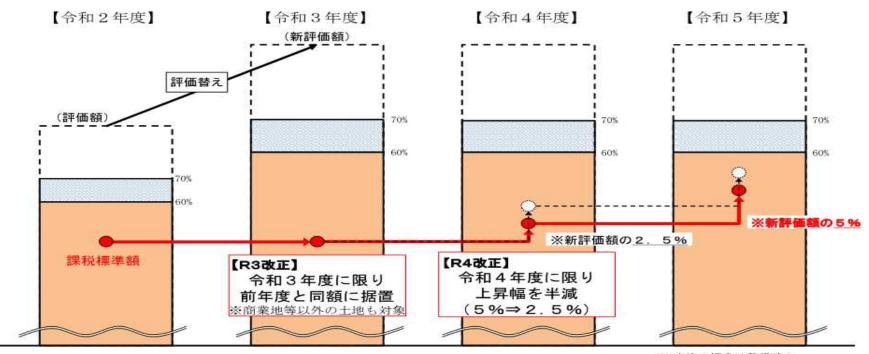
# 令和5年度与党税制改正大綱 (令和4年12月16日、自由民主党·公明党)

### 第三 検討事項

4 (略) 自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。



### 令和4年度改正後(商業地等)



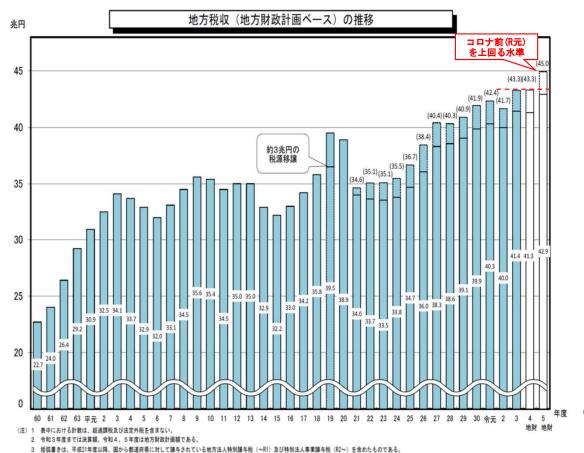
#### ※ 法律の規定は整備済み

# 令和5年度税財政等に関する提案(R4全国知事会秋提言)

5 固定資産税の安定的確保

2022年度(令和4年度)における負担調整措置に関し、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたことについては当年度限りとするとともに、2023年度(令和5年度)は既定の負担調整措置を確実に実施すること。また、新型コロナ対策などの経済対策や生産性革命の実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではない。また、本年度に期限を迎える生産性革命の実現に向けた特例措置は、期限の到来をもって確実に終了すべきである。

# 地方税収の推移

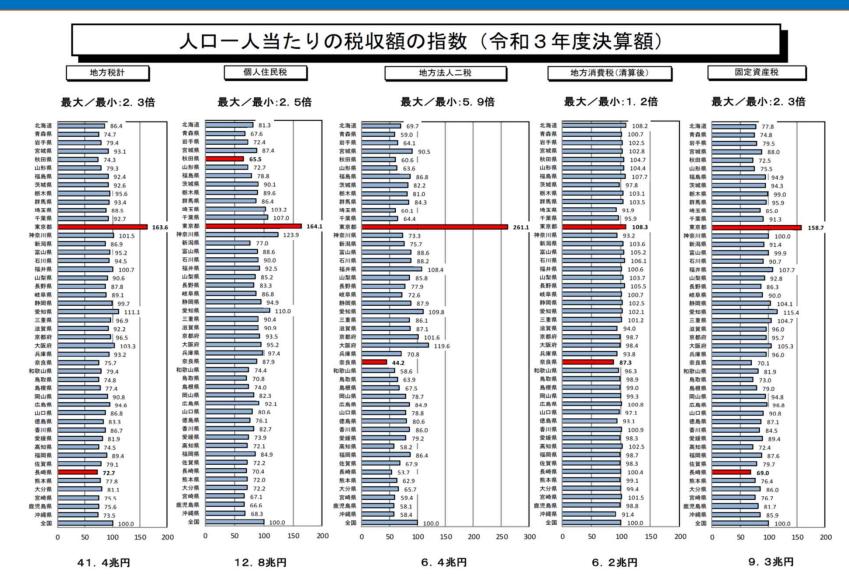




- (注) 1. 表中における計数は、超過課税等を含まない。
  - 2. 令和3年度までは決算額、令和4、5年度は地方財政計画額である。
  - 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を加算した額である。

(出典:総務省資料)

# 税収偏在の状況



(注1)上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。 (注2) 地方消費税については、現行の清算基準により得られる最新の理論値である。 (出典:総務省資料)

# これまでの経緯と令和5年度与党税制改正大綱

平成 9 年度

消費税率引上げ(3%→5%)

・地方消費税の創設 ※消費譲与税を廃止

16~19年度

三位一体の改革

・3兆円の税源移譲(所得税→個人住民税) ※平成16~18年度は所得譲与税

・個人住民税所得割の10%比例税率化

20年度

地域間の財政力格差拡大への対応

・地方法人特別税・譲与税制度の創設(法人事業税を一部国税化)

26年度

消費税率引上げ(5%→8%)

・法人住民税法人税割の一部交付税原資化

・地方法人特別税・譲与税の規模を2/3に縮小(法人事業税への一部復元)

令和 元年度

消費税率引上げ(8%→10%)

・法人住民税法人税割の更なる交付税原資化

・地方法人特別税・譲与税の廃止(法人事業税への復元)

・特別法人事業税・譲与税の創設

(出典:総務省資料)

### 令和5年度与党税制改正大綱(抄)

### 第一 令和5年度の税制改正の基本的考え方等

人口減少・少子高齢化といった国内の構造変化や、国際経済や安全保障など外的環境の変化に的確に対応するためには、税制を含めたあらゆる制度を普段に見直すとともに、変化を受け止める「足腰」を強化することが肝要である。

このため、引き続き、更なる税負担の公平性の確保、働き方への中立性の確保、世代間・世代内の公平の実現、経済のグローバル 化・デジタル化等への対応といった観点から中長期的な税制の検討を進める。あわせて、経済を立て直し、そして財政健全化に向けて 取り組む中で、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を築いていく。

加えて、豊かさのみならず、世界と伍する地方社会を取り戻すための「デジタル田園都市国家構想」の実現も、喫緊の課題である。
過疎化や高齢化といった地方の課題を解決し、地方活性化に取り組むため、住民生活に密着した行政サービスを支える地方公共団体の税収をしっかり確保するとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

# 財政制度等審議会(国)における議論の動向①

# 「歴史的転機における財政」(令和5年5月29日財政制度等審議会)(抄)

#### Ⅴ. 人口・地域

### 1. 東京一極集中・税源偏在と地方財政に関する課題

我が国では、人口動態面・経済活動面において続いてきた東京一極集中や事業形態の変化の影響により、東京都の地方税収等は増加傾向が続き、全国に占めるシェアも高い水準となっている。各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、税源の偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要である。(後略)

### (1) 東京一極集中・税源偏在

我が国では近年、生産年齢人口の転入超過や大企業の集中など、人口動態面・経済活動面において東京一極集中が続いてきている。同時に、この四半世紀、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮できるよう地方分権が推進されてきた。地方分権の進展に伴い、地方税の充実確保が図られてきたが、その際、税源が偏在していると地域間の財政力格差が拡大することになる。実際、東京一極集中の流れとともに、東京と地方の財政力格差が拡大してきた。このため、税源の偏在性が大きい地方法人課税については、これまで累次の偏在是正措置が講じられてきた。具体的には、平成20年度(2008年度)に法人事業税の一部を分離して地方法人特別税・譲与税が創設され、平成26年度(2014年度)に法人住民税の一部の交付税原資化等が行われたことに続き、令和元年度(2019年度)には、地方法人特別税・譲与税の廃止の上、法人住民税の交付税原資化が更に進められるとともに、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税・譲与税が創設された。このような偏在是正措置にもかかわらず、東京都の地方税収等は増加傾向が続き、全国に占めるシェアも高い水準となっている。

この背景には、事業形態の変化の影響もあると考えられる。例えば、電子商取引(EC)は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、本店所在地に税収が集中する。コロナ禍の令和2年(2020年)・令和3年(2021年)にBtoC(物販)のEC化率が急上昇したように、電子商取引の普及・拡大に伴って、東京都への税収の集中が今後も進展すると考えられる。また、個人小売店の売上高等の減少と対照的に、コンビニエンスストアは売上高等の成長が続いている。地元の地方公共団体に納税していた個人小売店がコンビニエンスストアに形態を変えると、実質的な経済活動に変化はなくとも、売上の一部がフランチャイズ料として東京本社に支払われる結果、地元の地方公共団体に納められていた税収が本店所在地である東京都に移転することになる。このような事業形態の変化の影響を踏まえて、地方法人課税について、自主性、応益性、普遍性などの地方税の原則からの要請との両立・調和を図っていくことが重要である。

こうしたことに加え、そもそも東京都に転入し、就職することで結果として東京都の税収増をもたらしている若者は、それぞれの地域の教育・福祉等の行政サービスを受けて育まれた人材であることや、豊かな財政力を持つ東京都と地方との間で行政サービスの格差が広がれば、地方からの更なる人口流出をもたらす可能性があることも踏まえて対応を検討する必要がある。日本経済を牽引している東京都は昼間流入人口が多いこともあり、インフラ・防災対策など大都市特有の行政サービス・投資を行う必要があることに留意しつつも、地域格差が過度に広がることなく、各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要である。

# 財政制度等審議会(国)における議論の動向②

# 人口減少下の東京一極集中について

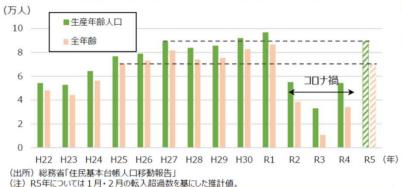
資料 V - 1 - 1

### ○ 我が国では近年、総人口が減少する中、人口動態や経済活動面において東京一極集中が続いてきている。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2023年版)」、「日本の将来推計人口 (平成29年推計)」、「日本の地域別将来人口推計 (平成30 (2018) 年推計)」をもとに作成

### ◆ 東京都への転入超過数の推移(生産年齢人口・全年齢別)

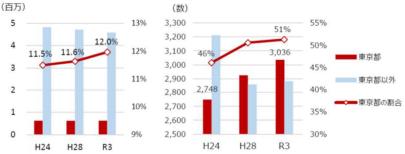


◆第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) (令和2年12月21日 閣議決定)

過度な東京圏への一極集中は、首都直下地震などの災害のリスク管理の面や生活環境の悪化などの課題を生じさせるとともに、地方における担い手不足を招くこと等から、その是正は喫緊の課題である。

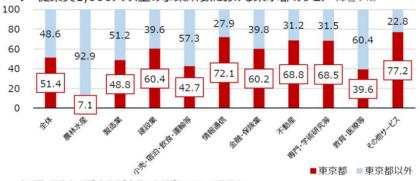
# ◆ 事業所数の推移

### ◆ 資本金10億円以上の企業数の推移



(出所)総務省・経済産業省「経済センサス・活動調査」(注)事業内容等不詳のものを除く。

### ◆ 従業員1,000人以上の事業所数における東京都のシェア (単位:%)



(出所)総務省・経済産業省「令和3年経済センサス・活動調査」

### ◆「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、「集中から分散へ」という考え方の下、東京圏への過度の一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へと、ボトムアップの成長を目指すデジタル田園都市国家構想を力強く推進していくことが今こそ必要である。

# 財政制度等審議会(国)における議論の動向③

# 東京都の地方税収等の推移と全国シェア

資料 V - 1 - 2

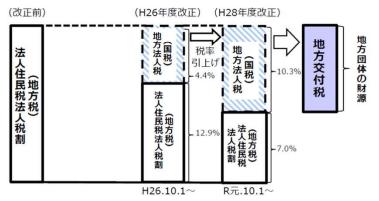
- 東京都(特別区を含む)の地方税収等は増加傾向となっている。
- 特に税源の偏在性が大きい地方法人課税については、平成20年度以降累次の是正措置が講じられてきたが、全国の地方税収等 に占める東京都の税収シェアはなお高い水準にある。

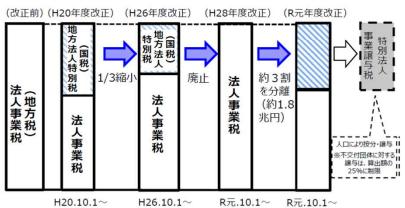
# ◆ 東京都(特別区を含む)の地方税収等の推移と全国に占めるシェア



(出所)総務省「地方財政状況調査」等、各自治体の予算書等。 (注)地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収(超過課税分、法定外税等を含む)。R3年度までは決算額。R4年度は当初及び最終補正予算額。R5年度は当初予算額。

### ◆ 地方法人課税の変遷





(出所)総務省資料をもとに

R5.5.29「歴史的転機における財政」参考資料

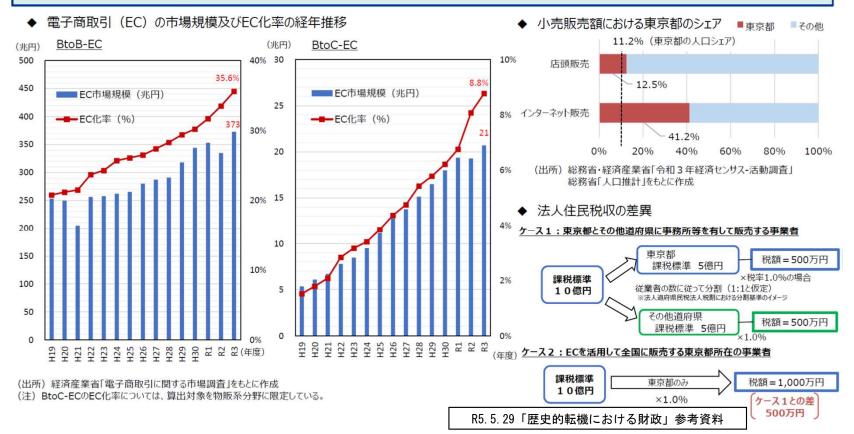
# 財政制度等審議会(国)における議論の動向④

# 事業形態の変化に伴う地方税の偏在の拡大① (電子商取引) 資料 V‐1‐3

○ 電子商取引(EC)は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、本店所在地に税収が集中する。

(注)地方法人二税については、事務所等の所在する自治体ごとの税額計算に当たり、事務所等の従業者数などに応じて課税標準額を分割することとされている。

○ 小売販売額において、東京都のインターネット販売のシェアは店頭販売のシェアより大幅に高く、電子商取引の普及・拡大に伴って、 東京都への税収の集中が今後も進展すると考えられる。

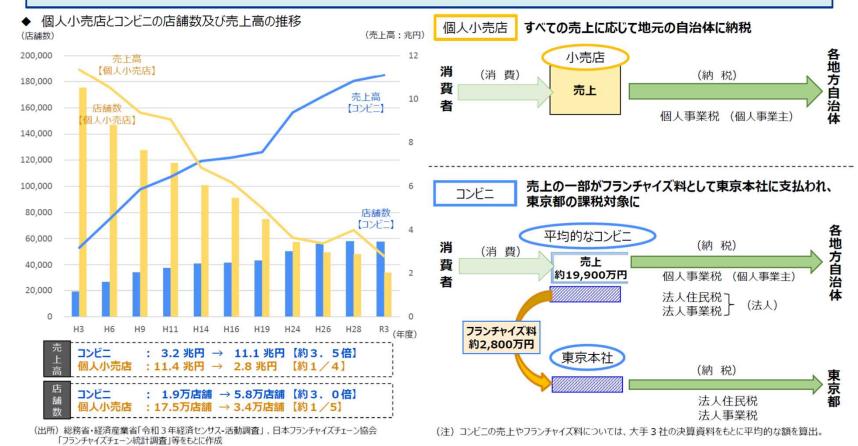


# 財政制度等審議会(国)における議論の動向⑤

# 事業形態の変化に伴う地方税の偏在の拡大② (コンビニ)

資料 V - 1 - 4

- 個人小売店の店舗数や売上高が大きく減少する一方で、コンビニエンスストアは着実に増加。
- コンビニエンスストアは売上の一部をフランチャイズ料として支払い(課税所得から減算)、本社では同額が課税所得に加算される。大手コンビニ3社の本社は東京都にあるため、店舗所在地の税収が本店所在地である東京都に移転。



(注) 個人小売店は、個人経営の小売店のうち、酒、食料品(野菜・果実、食肉、鮮魚)に係るものを合計。

R5.5.29「歴史的転機における財政」参考資料

# 財政制度等審議会(国)における議論の動向⑥

# 東京一極集中と行政サービス

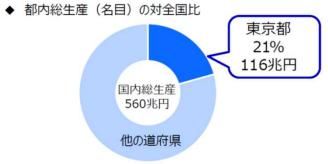
資料 V - 1 - 5

- それぞれの地域の教育・福祉等の行政サービスを受けて育まれた若年層が、学生・新社会人として東京都に転入することで一極集中が進んでいる。豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施する東京都と地方との間で行政サービスの格差が広がれば、地方からの更なる人口流出をもたらす可能性。
- 一方、東京都はヒト・モノ・カネの集積メリットにより国内総生産の約2割を創出するなど、日本経済を大きく牽引。昼間流入人口が多いこともあり、インフラ・防災対策など、大都市特有の行政サービス・投資を行う必要があることにも留意が必要。
- 各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要。
- ◆ 地方から東京都への人口流出等と行政サービスの格差

地方の行政サービスで 育まれた生産年齢人口の流出 東京都 事業形態 の変化 一般的な行政サービス 格差 手厚い行政サービス

◆ 令和5年2月15日 日本経済新聞 朝刊

東京23区が手厚い子育て支援策を相次ぎ打ち出している。A区は最大3600万円の給付型奨学金を創設するほか、B区は所得制限なしで子ども1人につき3万円の電子クーポンを配布する。…子育て支援を巡っては、東京都が2023年度、0~18歳の都民に1人あたり月額5000円の給付や、第2子の保育料の完全無償化を実施する。都の政策に連動して23区が大きな財政負担を伴う事業を打ち出すことで、23区外の自治体とのサービス格差が広がる。



(出所) 東京都「都民経済計算年報 令和元年度」

東京都への流入人口(令和2年)



(出所) 東京都HP「「東京都の昼間人口」の概要」

(注)流入人口とは、他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口をいう。

# 経済財政諮問会議(国)における議論の動向①:民間議員意見

ポストコロナの経済・財政一体改革における重点課題 ~地方行財政、文教・科学技術、社会資本整備等における投資効率の向上~ (抜粋)

2023年4月26日

十倉 雅和、中空 麻奈、新浪 剛史、柳川 範之

(地方行財政等)

▶ 地方財政については、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールの下、足元の税収増や基金の積み上がりに着目し、臨時財政対策債の既往債の早期償還や交付税特会借入金の返済促進を図るべき。また、それを通じ地方財政の資産・債務マネジメント(ALM)をできるだけ早期に強化し、財政健全化を更に進めて行くべき。また、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築、地方財政計画と決算の乖離・歳出費目のズレの見える化など、残された課題に着実に取り組んで行くべき。

# 経済財政諮問会議(国)における議論の動向②

# 地方行財政分野の重点課題

- 足下の地方税収増や基金の積み上がりも活用し、臨時財政対策債の既往債の早期償還や交付税特会借入金の返済促進などの地方 財政健全化を更に進めるべき。偏在性の小さい地方税体系の構築や地方財政の見える化の向上などにも引き続き取り組むべき。
- 地方創生臨時交付金を平時に戻すとともに、広域連携とシステムの統一化・標準化による自治体 D X や業務改革を加速すべき。

### 地方税収等の推移

### 臨時加対策債·交付税特会借入金残高の推移 地方法人二税等の1人当たり税収(2021年)

~地方税収の増加に伴い、地方の基金残高も増加~~臨耕板対策債と交付税特会借入金は引き続き高い水準~ ~偏在調整後も一部の大都市に税収が依然集中~

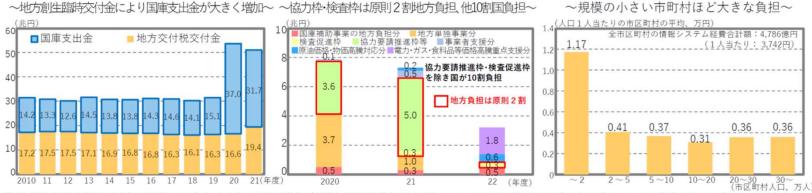


### 地方交付税交付金と国庫支出金の推移

### 地方創生臨時交付金予算額の推移

### 市区町村の情報システム経費(2017年度)

~規模の小さい市町村ほど大きな負担~



(備考) 総務省公表資料及び財務省公表資料により作成。左上図:財政調整基金・減債基金・特定目的基金は全て決算ベース。地方税収入額は2021年度までは決算ベース、2022年度は見込み。中上図:2020年度までは決算ベース、2021年度・2022年度は見込み。右上図:地方法人二税(法人事業税・法人住民税)及び特別法人事業譲与税の合計。特別法人事業税を含まない。超過課税分等を除く。左下図:決算ベース。中下図:予算ベース。検査促進枠のうち地方負担2割は、同枠の大半を占める一般検査事業分。2021年2月より、地方負担分

R5.4.26 経済財政諮問会議·民間議員提出資料

# 経済財政運営と改革の基本方針2023 (抄)

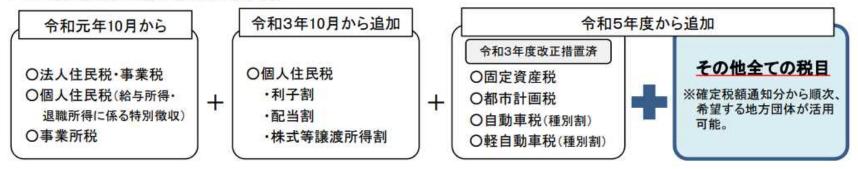
# 第4章 中長期の経済財政運営

# 4. 国と地方の新たな役割分担等

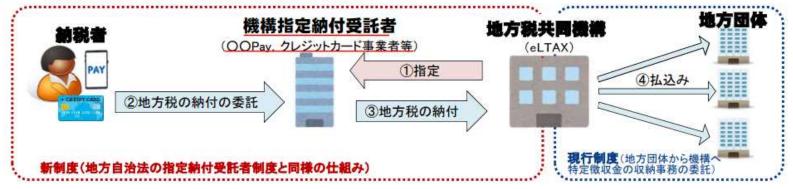
東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の 偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、<u>税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の</u> 構築に向けて取り組む。

# eLTAXを通じた電子納付の対象税目及び納付手段の拡大

- eLTAXを通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大してきところ、令和5年4月から、地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した電子納付の仕組みが稼働することから、令和4年度税制改正において、地方税法令上、eLTAXを通じた電子納付の対象税目を、全ての地方税に拡大した。
- 併せて、eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段を拡大し、納税者が、地方税共同機構が指定する者を経由して、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付を可能とした。
- ■eLTAXを通じた電子納付の対象税目



■eLTAXを通じた電子納付に係る新たな納付手段(イメージ)



(出典:総務省資料)